

## 審査基準表

審査項目・配点	審査の視点	審査基準
①標語(キャッチコピー、 デザイン) <b>20点(10点×2.0)</b>	内容	選挙の標語として適切であるか
	企画力	単なる呼びかけにとどまらず、投票行動を促すものになっているか
	訴求力	耳に残るフレーズ、有権者の関心を引くデザインになっているか。
②テレビスポット及び その他メディア広告等 <b>25点(10点×2.5)</b>	内容	選挙啓発用として適切であるか
	企画力	投票日等の周知や呼びかけにとどまらず、投票行動を促す内容であるか
③啓発用資材及び 啓発企画 <b>25点(10点×2.5)</b>	内容	選挙啓発用として適切であるか
	企画力	啓発企画と啓発用資材の組み合わせ・数量は適切であるか
	訴求力	印象に残る資材であるか
④若者(未成年有権者を 含む)への啓発方法 <b>20点(10点×2.0)</b>	内容	18、19歳を含む若年層の関心を引く内容であるか
	企画力	投票行動を促す内容であるか
	訴求力	政治に関心が無い若者に対しても啓発効果が期待できるか
⑤インターネットを 使った啓発 <b>15点(10点×1.5)</b>	内容	選挙啓発用として適切であるか、公正な内容であるか
	企画力	注目を集める内容であるか
	訴求力	多くの有権者に直接訴えかけることができるか
⑥新たな啓発活動 <b>30点(10点×3.0)</b>	内容	新規性のある内容であるか
	企画力	注目を集める内容であるか
	訴求力	多くの有権者に直接訴えかけることができるか
⑦スポット本数等 <b>5点</b>		

### 【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 「⑦スポット本数等」については、別紙採点方法により審査委員会で採点し、各委員の点数に加点する。
- (3) 全ての委員の点数を集計する。
- (4) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (5) 委員の合計点数が最低基準点である420点(満点700点×6割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (6) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である420点(満点700点×6割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

別紙

スポット本数、放送枠の採点方法 (5点満点)

テレビ、ラジオ局の公表金額により再計算を行い、金額の高い方から次の区分により再計算する。

※ 公表金額×本数で計算が可能な箇所のみ計算する。

1位 (最も高い者)	5点
2位	4点
3位	3点
4位	2点
5位	1点
6位以下	0点